

行政視察報告書

令和 7 年 6 月 9 日

長浜市議会議長 高山 亨 様

長浜市議会議員

鬼頭 明男

私が出席した次の行政視察の結果について報告します。

記

1. 視察等名 令和 7 年度議会活性化検討委員会行政視察研修
2. 視察期間 令和 7 年 5 月 2 7 日 (火)
3. 視察場所及び目的
三重県いなべ市
議会における行政評価について
4. 調査内容感想等

●視察の目的

◇議会における行政評価について研修し、長浜市議会に生かすため。

●視察内容

◇いなべ市は、三重県の最北端に位置し、養老山地を隔てて岐阜県と、鈴鹿山脈を隔てて滋賀県と接している。県内では、四日市市、菰野町、桑名市及び東員町と隣接している。

◇東西に約 17km、南北に約 21m と南北にやや長い形で、面積は、219.83km.

◇人口・世帯数(令和 7 年 4 月 1 日現在)住民基本台帳人口と外国人登録人口
44,342 人(男 22,892 人・女 21,450 人) 世帯数 19,511 世帯

◇令和 3 年 11 月 30 日の任期満了に伴う市議会議員選挙が同年 11 月 14 日に執行され、18 人の議員が選出された。

議員(令和 7 年 4 月 1 日現在)

条例定数 18 人・現員数 18 人・任期 令和 3 年 12 月 1 日～令和 7 年 11 月 30 日

長 浜 市 議 会

◇ 委員会名簿

総務経済常任委員会・都市教育民生常任委員会・予算決算常任委員会（議長を除く全議員で構成）・議会運営委員会・広聴広報委員会

○決算審議における事業評価の内容について

○令和 4 年度決算審査における事業評価に関する協議事項

◇ 目的

いなべ市議会基本条例に基づき、執行機関が行った事務に関し、議会による事業評価を行い、適正な行政運営の確保に努める。また、議決機関として、議会が決定した予算が適正に執行されたか評価し、市民に対し説明責任を果たす。

◇ 方針

いなべ市議会における決算認定は、地方自治法第 233 条の規定に基づき提出された歳入歳出予算の執行の結果について、総合的に確認し判断するものである。中でも、議会が注視する事業については、様々な見地から検証を行い、評価し、執行機関へ提言を行う。なお、事業評価は、予算決算常任委員会の所管事務調査として行う。

◇ 議会における事業評価の運営

(1) 評価対象事業の抽出

①分科会委員は、評価対象とする事業について、自己が所属する会派で精査し、各分科会につき 1 基本事業を候補として、期日までに予算決算常任委員会各分科会へ様式を用いて提出する。【参照:総合計画体系図及び令和 3 年度予算書、補正予算書等】

②各分科会は、分科会委員から提出された評価対象の候補とする事業について 2 ないし 3 基本事業に絞り込み、評価対象事業を決定する。

③各分科会委員長は、決定した評価対象事業を予算決算常任委員長へ選定した理由を付して報告し、委員長は議長へ報告する。

④評価対象事業の報告を受けた議長は、執行機関に対し評価対象事業を通知し、事業評価の調査にあたって協力を依頼する。

⑤評価対象事業に関する調査研究は、委員会の「閉会中の所管事務調査」とし

て閉会中も継続して活動する。(6 月定例会において「閉会中の所管事務調査」の申し出を行う。)

◇ 評価対象事業の調査研究

①各分科会は、評価対象事業について調査研究計画を立てる。

②評価シートに基づき、必要な調査研究を行う。

○関係者意見交換○現地視察○事例研究○分科会内協議など

◇ 分科会における評価シートの作成及び提言のまとめ

①分科会委員は、期日までに評価シートを分科会へ提出する。

②各分科会は、分科会委員から提出された評価シート及び調査研究した内容を基に評価結果の作成及び提言のまとめを行う。

③各分科会でまとめた評価結果及び提言を委員長へ提出するとともに全議員へ配付する。

◇ 委員会における評価結果及び提言の決定

①委員長は、各分科会から提出された評価結果及び提言を委員会において協議・決定する。

②委員長は、決定した評価結果及び提言を議長へ提出する。

◇ 議会における意思決定

委員長から議長へ提出された提言は、令和 4 年度決算認定における附帯意見とし、9 月定例会において決議する。

◇ 執行機関への説明

9 月定例会閉会后、評価シート及び提言について、執行機関へ説明する。

・ 議会からの事業評価、提言に対する市長の回答翌々年度予算への反映について、市長から回答(説明)を受ける。

《参考》施策評価にあたってのツール

①第 2 次いなべ市総合計画、いなべ市総合戦略、人口ビジョン

②各年度総合計画実施計画

③決算書/事務事業別決算説明資料

④決算審査意見書

⑤いなべ市の決算状況

⑥財政健全化、経営健全化審査意見書

⑦施策評価表、事務事業評価表

⑧執行機関、関係者等との意見交換、現地視察、先進地視察

⑨専門的知見の活用（学識経験者等の参考人招致）など

●行政視察の結果を本市にどのように反映させるか

1. 議会が事業評価を行うことで、議員の政策等への理解が深くなり、チェック機能の強化が進むこと。また、市民の方と意見交換をすることで、市政への関心を持っていただくことにも繋がり、今以上に意見を反映することが出来ると感じました。

2. 解決していかなければならないと感じたこと①会派の意向が強くなるおそれがあること。②市民参加の促進、プロセスの透明性、専門家からの研修、事務負担、委員会代表質問の関係性など多くの課題の解決も考えながら進めていくことが大切だと感じました。